

有料老人ホームおうようかん 管理規程

(目的)

第1条 この規程は、有料老人ホームおうようかん（以下「施設」という。）の管理、運営及び利用に関する事項について定め、入居者が、有する能力に応じ可能な限り生きがいを持って健全で穏やかな生活が送れることを目的とします。

(運営方針)

第2条 株式会社鷹揚館（以下「事業者」という。）は、入居者が、有する能力に応じ可能な限り健全で穏やかな日常生活を営むことができるよう健康管理・生活相談・食事介助など日常生活上の援助を行います。

2 入居者の心身の状況に応じて、入居者の選択に基づき適切なサービスを提供できるように保健医療サービス、福祉サービス及び介護サービス事業者との連携に努めることとします。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称及び所在地等は、次のとおりとします。

施設の名称	有料老人ホーム おうようかん
施設の所在地	秋田県大仙市富士見町3-8
施設の類型	住宅型有料老人ホーム
事業主体の名称	株式会社 鷹揚館
事業主体の所在地	秋田県大仙市佐野町3-41

(入居者の要件)

第4条 施設の入居者の要件は、65歳以上の方であることとします。

(職員配置及び勤務体制)

第5条 施設の職員配置及び勤務体制は、次のとおりとします。

管理者	: 1人 常勤専従（日勤）
介護職員	: 1人以上 非常勤専従（夜勤）

(管理運営業務)

第6条 事業者は、施設を管理、運営するため、次の業務を行います。

- ① 施設の建物、設備及び敷地の維持、清掃、消毒及び不要物の廃棄等の業務
- ② 施設の建物及び設備についての定期点検、補修並びに取替え等の業務
- ③ 入居者に対する各種サービスの提供
- ④ 老人福祉法施行規則第20条の6第1項に定める次の事項を記録した帳簿の作成及び保存
 - i 利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録

- ii 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜の内容
 - iii 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
 - iv 入居者に提供した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
 - v 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容
 - vi 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況
- ⑤ サービスの提供に係る事故の報告及び損害賠償
 - ⑥ 防犯・防災に関する業務
 - ⑦ 広報・連絡及び渉外に関する業務
 - ⑧ 職員のサービス管理及び研修
 - ⑨ 地域との協力

(運営懇談会)

- 第7条 事業者は、施設の運営に関して、入居者及び家族の要望を聞くとともに、利用料の改定、サービス内容の変更等について協議する場として運営懇談会を開催します。
- 2 利用料の改定、サービス内容の変更など入居者にとって重要な事項は、運営懇談会で協議のうえ、決定します。
- 3 運営懇談会は原則年1回の開催としますが、入居者及び家族の要望により随時開催します。

(サービス内容)

- 第8条 事業者は、第10条に定める利用料により次の各号に掲げるサービスを行います。
- ① 介護サービス（介護保険サービスを除く。）
 - i 身辺介助
移動時の介助や見守りを行います。また、衣服の汚れがひどい場合は着替えの介助を行います。
 - ii 通院介助
医療機関の受診の際に施設職員が入居者を送迎し、診察等にも同行します。
 - ② 生活サービス
 - i 居室清掃
清潔な居室空間を保てるよう1日1回は居室の清掃を行います。
 - ii リネン交換
週1回はリネン交換を行います。ただし、汚れが目立つ場合は随時行います
 - iii 日常の洗濯
入居者の寝具等の洗濯を行います。
 - iv 食事の提供
入居者の健康状態に合わせた食事を1日3回、外部の配食サービスを利用して提供しま

す。

v 配膳・下膳

入居者の状態に応じて居室又はホールに食事の配膳・下膳をおこないます。

vi 生活相談

事業者が一般的に照会や対応が可能な生活全般に関する諸問題について相談に応じ、助言を行います。

③ 健康管理サービス

i 健康相談・生活指導

健康に関する相談や生活指導・栄養指導に当たります。

ii 服薬支援

服薬の時間に入居者に薬を配り、服薬の確認を行います。

iii 安否確認

体調の変化を早期に発見するため、入居者の安否確認を行います。

④ 入退院時のサービス

i 施設から医療機関へ入院する場合

施設職員が医療機関へお送りします。

ii 施設職員が医療機関へ迎えに行きます。なお、退院後に施設に戻らない場合の迎えはありません。

(施設外の介護保険サービスの利用)

第9条 事業者は、前条に定めるサービス以外のサービスは、施設のサービスとしては提供しません。ただし、入居者は、自らが希望する施設外の介護保険サービスを施設内で利用することができるものとします。

(利用料)

第10条 入居者は、施設への入居及び施設において提供されたサービスの対価として、利用した月ごとに利用料を支払うものとします。

2 事業者は、前項の利用料を、明細に付した請求書により利用した月の翌月15日までに利用者に通知します。

3 利用者は、第1項の利用料を、利用した月の翌月末日までに、口座振替の方法で支払うものとします。

4 事業者は、利用者からの利用料金について、振込での支払いの場合は、振込明細書を、または口座振替での支払いの場合は、通帳の記入もちまして領収書の発行に代えさせていただきます。

※介護保険サービスを利用しての外泊については、帳簿記録し、家賃、管理費、光熱水費を日割計算します。

(その他の費用)

第11条 事業者は、次の各号に掲げる費用について、入居者又は連帯保証人の承認を得て、立

て替え払いするものとします。

- ① 医療費（薬剤費含む。）
- ② 理容代
- ③ 入居者が個別に必要とする日用品代
- ④ 私物衣類等の洗濯代

2 事業者は、前項の規定により立て替え払いした場合は、その費用に係る実費を、前条第1項の利用料とともに、支払った月ごとに入居者に請求するものとします。この場合において、事業者は費用に係る領収書又はレシートを請求書に添付するものとします。

3 入居者は、前項の規定により請求のあった費用を、利用料とともに支払うものとします。

(利用料の改定)

第12条 事業者は、第10条に定める利用料を改定することがあります。

2 利用料の改定にあたっては、事業者は、施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費などを勘案して改定するものとします。

3 利用料の改定にあたっては、事業者は、入居者及び連帯保証人などと運営懇談会を開催し、協議したうえで決定します。

4 利用料を改定する場合は、事業者は、あらかじめ入居者及び連帯保証人に通知します。

(利用上の注意)

第13条 入居者は、事業者が定める管理規定を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意して、善良なる管理者の注意をもって施設を利用するものとします。

- ① 施設及びその敷地内においては、次の行為を禁止するものであること。
 - i 鉄砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物などの危険な物品などを搬入・使用・保管すること。
 - ii 大型の金庫その他の重量の大きな物品などを搬入し、または備え付けること。
 - iii 配水管その他を腐食させる恐れのある液体などを流すこと。
 - iv テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量などで近隣に著しい迷惑を与えること。
 - v 動物や植物を飼育すること。
 - vi 営業その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告などの活動を行うこと。
 - vii 居室の造作の改造などを伴う模様替えを行うこと。
- ② 前項に掲げる事項以外の他の入居者に著しい迷惑をかける行為を行わないこと。

(修繕)

第14条 事業者は、入居者が施設を利用するために必要な修繕を行います。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。

2 前項の規定に基づき修繕を行う場合には、事業者は、あらかじめその旨を入居者に通知します。入居者は、正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することはできません。

(苦情対応)

第15条 入居者は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てる事ができます。

2 事業者は、苦情の受付及びその解決への手順を定め、苦情に迅速かつ誠実に対応し、その適切な解決に努めます。

3 事業者は、入居者が苦情を申し立てたことを理由として、いかなる不利益な扱いもしません。

4 苦情の受付窓口は、次のとおりです。

【事業者の窓口】	所在地	秋田県大仙市富士見町3-8
有料老人ホームおうようかん	電話	0187-73-5655
管理者 三浦 薫	受付時間	9時~17時

(明け渡し及び原状回復)

第16条 入居者又は連帯保証人は、契約終了予定日において速やかに居室を明け渡すものとします。

2 入居者又は連帯保証人は、居室を明け渡す場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗を除き、居室を原状回復するものとします。

3 入居者並びに事業者は、前項の規定に基づき入居者がその費用を負担して行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年 3月15日より施行します。

この規程は、平成26年 3月 1日より施行します。

この規程は、平成26年 9月 1日より施行します。

この規程は、平成26年10月 1日より施行します。

この規程は、平成26年11月 1日より施行します。

この規程は、平成26年12月 1日より施行します。

この規程は、令和 1年10月 1日より施行します。

この規程は、令和 3年 4月 1日より施行します。

この規程は、令和 4年 4月 1日より施行します。

この規程は、令和 4年11月 1日より施行します。

この規程は、令和 6年 7月 1日より施行します。